

令和元年度（2019年度）看護師等養成所施設整備費補助金交付要綱

（通則）

- 1 看護師等養成所施設整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

- 2 この補助金は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき指定を受けることのできる保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。以下「看護師等養成所」という。）における施設整備を促進し、看護職員の養成力の充実等を図ることを目的とする。

（補助事業等）

- 3 この補助金は、次に掲げる者が行う看護師等養成所の施設整備事業を交付の対象とする。

- （1）日本赤十字社
- （2）社会福祉法人
- （3）北海道厚生農業協同組合連合会
- （4）健康保険組合及びその連合会
- （5）国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- （6）学校法人及び準学校法人
- （7）医療法人
- （8）一般社団法人及び一般財団法人

なお、（7）及び（8）については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成所に限る。

（補助の対象外費用）

- 4 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- （1）土地の取得又は整地に要する費用
- （2）門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- （3）設計その他工事に伴う事務に要する費用
- （4）既存建物の買収に要する費用
- （5）その他の整備費として適当と認められない費用

（補助金交付額の算定方法）

- 5 この補助金の交付額は、次の各号により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - （1）別表1「看護師等養成所施設整備費補助基準表」の2欄に定める基準額と3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - （2）（1）により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(補助の交付申請)

6 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条に基づき行う告示の定めにより、補助金等交付申請書(保福第1号様式(平成10年北海道告示第500号に定める様式をいう。以下「保福第〇号様式」について同じ。))に、次に掲げる関係書類を添えて別に定める日までに知事に提出しなければならない。

なお、補助事業者等は、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

- (1) 補助金等交付申請額算出調書(保福第1の16号様式)
- (2) 経費の配分調書(保福第1の18号様式)
- (3) 事業予算書(保福第1の20号様式)
- (4) 事業計画書(保福第1の2号様式)
- (5) 事業計画書(保福第1の8号様式)
- (6) 工事仕様書、工事設計図及び工事仕様書(同一建物に対象外部分を含む場合は、色分け等で対象部分を図示すること。)
- (7) その他参考となるべき書類

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 規則、この交付要綱及び補助金交付決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
- (2) 補助事業等の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の設置場所(設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)
 - イ 建物の規模、構造又は用途(機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)
 - ウ 養成課程及び学生の定員
- (3) 補助事業等の内容の変更(当該変更に伴う事業に要する経費の増減額が変更前の事業に要する経費の10パーセント以内である変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。
- (5) 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約については、原則一般競争入札に付するなど知事が行う契約手続きに準拠しなければならない。
- (7) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合には、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (8) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (9) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。

- (10) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべき事を命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (11) (10) の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (12) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (13) 補助事業等に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届を知事に提出しなければならない。
- (14) 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日までのうち、いずれか早い日までに補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。
- (15) 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (16) 補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、(15)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。
- (17) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これを適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (18) 補助事業等により取得して、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (19) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助事業等の完了の年の翌年から起算して原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間（当該耐用年数が 10 年を越える場合は、当該補助事業等の完了の年の翌年から起算して 10 年間）は、あらかじめ知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りでない。
- (20) (19) の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。
- (21) (20) に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがある。
- (22) 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を越えるときは、当該財産の処分を制限された

期間保存しなければならない。

(23) 次のアからオまでのいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。

ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

ウ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

エ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

オ アからエまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

(24) (23)の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。

(25) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

(26) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(27) (9) の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認める時は、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

(補助金の交付)

8 補助金は、規則第 15 条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

(工事完成届)

9 規則第 13 条の規定により、工事が完成したときは、速やかに補助事業に係る工事完成届（保福第 1 の 27 号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

10 この補助事業等が完了したときは、補助事業等実績報告書（保福第 1 の 28 号様式）に次に掲げる書類を添付して、当該補助事業等完了の日若しくは、廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日までのうち、いずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(1) 補助金等精算書（保福第 1 の 30 号様式）

- (2) 事業精算書（保福第1の31号様式）
- (3) 事業実績書（保福第1の2号様式）
- (4) 事業実績書（保福第1の8号様式）
- (5) 工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書（同一建物に対象外部分を含む場合は、色分け等で対象部分を図示すること。）
- (6) 補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真
- (7) 補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと。）
- (8) 契約書の写し（原本証明したもの）
- (9) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による竣工検査証の写し（原本証明したもの）
- (10) その他参考となるべき書類

別表1 看護師等養成所施設整備費補助基準表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
看護師等養成所施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表2に定める基準単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積</p> <p>(1) 新築の場合</p> <p>ア 保健師・助産師・看護師学校又は養成所 学生定員×20 m²</p> <p>イ 准看護師学校又は養成所 学生定員×17 m²</p> <p>(2) 増築の場合 新築の場合に準じて算出した面積ただし、既存面積と増築面積との合計面積は、上記(1)の例により算出した場合の面積を超えることはできない。</p> <p>(3) 改築(移転改築及び模様替えを含む。)の場合 当該施設の既存面積 ただし、上記(1)の例により算出した場合の面積を超えることはできない。</p> <p>(4) 男子学生の受入れに必要な更衣室等を整備する場合 上記(2)又は(3)により算出した面積に16.2 m²を限度として加算した面積</p> <p>(注) 補助対象となる面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象となる面積を基準面積とする。</p>	学校又は養成所(寄宿舍を含む。)の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費	2分の1

別表2 1平方メートル当たり基準単価

(単位:円)

構造別	基準単価	備考
鉄筋コンクリート	168,000	基準単価は、新築及び増改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。
ブロック	145,000	
木造	168,000	